

税関	東京	回答 年月日	令和2年7月14日
品名	車椅子専用車載時固定用ベルト（車椅子搭乗者固定用自動式腰ベルト）		
照会内容	福祉車両において使用する車椅子専用車載時固定用ベルト（車椅子搭乗者固定用自動式腰ベルト）について、関税定率法第14条第16号の規定の適用は可能か。		
照会貨物の概要	<p>貨物の性状：スナップフックと自動巻取り機能を備えたりトラクターが両端に取り付けられた紡織繊維製ベルトで、車椅子搭乗者を車椅子に固定するための車椅子の附属品。</p> <p>貨物の用途：福祉車両で車椅子に搭乗者を乗せたまま輸送する際に、転倒を防ぎ、車椅子搭乗者の生命を守るため、車椅子の搭乗者を車椅子に固定するために使用する。</p>		
回答	関税定率法第14条第16号の規定の適用は可能である。		
理由	<p>本品は、車載する車椅子に通常必要とされる附属品であり、身体障害者が専ら使用することを目的としているものと認められ、関税定率法第14条第16号に規定する「身体障害者用に特に製作された器具」とみなされることから同号の規定の適用は可能である。</p>		